

## 第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案（概要）について

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下のとおり第17回調査に追加・改善を行うこととしてはどうか。

### 1. 調査時期及び報告時期

#### （1）調査時期

調査月は平成23年6月とする。

調査年は平成23年3月末までに終了する直近の2事業年（度）とする。

（参考）第17回調査 平成21年6月

平成21年3月末までに終了する直近の事業年（度）

#### （2）報告時期

報告時期は前回同様を目標とする。

（参考）第17回調査 平成21年10月30日（中医協総会）

### 2. 調査対象及び抽出率

#### （1）調査対象

調査対象は前回と同様とする。

（参考）第17回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

※現行の病院、一般診療所及び歯科診療所の抽出にあたっては、層化抽出条件等の制約から医療施設調査のデータ（レセプト請求額等は含まれていない。）を活用しており、保険薬局の抽出にあたっては、医療機関メディアスを活用しているところである。

## (2) 抽出率

抽出率は病院及び一般診療所を改善することとし、歯科診療所及び保険薬局については前回と同様とする。

病 院	1 / 5	→	1 / 3
(※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1 / 1)			
一般診療所	1 / 25	→	1 / 20
歯科診療所	1 / 50		
保険薬局	1 / 25		

(参考) 第17回調査における回答率及び有効回答率

	回答率	有効回答率	調査対象・集計項目等
病院	60.1%	56.6%	病床規模別等にて集計
一般診療所	49.1%	44.0%	各診療科ごとに集計
歯科診療所	67.9%	60.1%	
保険薬局	72.1%	62.8%	レセプト枚数300件以上を調査対象

## 3. 調査内容等の改善点

### (1) 調査項目の追加

①退職給付費用について、行政刷新会議の指摘を踏まえ調査項目を追加する。

(例) 第14回調査票(平成15年6月調査)

退職給付引当金制度の有無(該当する項目に○を記すこと。)	あり→	退職給付引当金繰入額を記載
	なし→	退職金支払額を記載

②記入にあたり、公認会計士等の専門家に外部委託しているかの確認欄を追加する。

(2) 回収率の向上に資するため、「自由記載欄」を追加する。

## 4. 集計区分等の改善点

### (1) 集計区分の精緻化

医業経営の実態を詳細に把握するため、平均値以外の中央値、ヒストグラム分析、45度分布図等多様な集計・分析を行うこととする。

### (2) 地域別損益の把握

国家公務員の地域手当にかかる級地区分ごとに集計する。(別紙1)

※地域の特性を確認するため、介護保険制度若しくは生活保護制度の区分により試行的に集計してはどうか。

(参考)

i 介護保険制度(別紙2)

サービス提供地域ごとの人件費などの地域差を反映させるため地域区分を設定し、区分ごとに割り増しを行っている。

地域区分は、特別区、特甲地、甲地、乙地、その他の地域の5区分

ii 生活保護制度（別紙3）

地域ごとの生活様式、立地特性に応じて生じる物価・生活水準の差を保護基準に反映している。

級地区分は、1級地－1、1級地－2、2級地－1、2級地－2、3級地－1、3級地－2の6区分

## 5. その他

調査の依頼文書に本調査の意義を明記する。

級地・支給地域	都道府県	市町村名等
1級地	東京都	特別区
2級地 (20市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 大阪府 兵庫県	取手市 和光市 成田市、印西市 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市 鎌倉市、厚木市 大阪市、守口市、門真市 芦屋市
3級地 (27市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県 奈良県	つくば市 さいたま市、志木市 船橋市、浦安市、袖ヶ浦市 八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市 横浜市、川崎市、海老名市 名古屋市、刈谷市、豊田市 吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市 西宮市、宝塚市 天理市
4級地 (36市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	水戸市、土浦市、守谷市 鶴ヶ島市 千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市 三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市 豊明市 鈴鹿市 大津市、草津市 京都市 堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 神戸市、尼崎市 奈良市、大和郡山市 広島市 福岡市
5級地 54市 1町	宮城県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	仙台市 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 宇都宮市 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市 茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市 平塚市、秦野市、三浦郡葉山町 甲府市 静岡市、沼津市、御殿場市 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 津市、四日市市 守山市、栗東市 宇治市、亀岡市、京田辺市 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市 伊丹市、三田市 大和高田市、橿原市
6級地 89市 18町	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 香川県 福岡県 長崎県	札幌市 名取市、多賀城市 龍ヶ崎市、筑西市 鹿沼市、小山市、大田原市 前橋市、高崎市、太田市 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡杉戸町 野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 武蔵村山市 小田原市、三浦市 富山市 金沢市 福井市 長野市、松本市、諏訪市 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、西春日井郡豊山町、西加茂郡三好町 桑名市、名張市、伊賀市 彦根市、長浜市 向日市、相楽郡木津町 柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町 姫路市、明石市、加古川市、三木市 桜井市、香芝市、宇陀市、生駒郡斑鳩町、北葛城郡王寺町 和歌山市、橋本市 岡山市 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 周南市 高松市 北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町 長崎市

介護保険制度に係る地域区分

(別紙2)

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
地域区分に属する地域	【東京都】 特別区	<p>【東京都】 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市</p> <p>【神奈川県】 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市</p> <p>【愛知県】 名古屋市</p> <p>【京都府】 京都市</p> <p>【大阪府】 大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市</p> <p>【兵庫県】 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市</p>	<p>【埼玉県】 さいたま市</p> <p>【千葉県】 千葉市</p> <p>【神奈川県】 逗子市、三浦郡葉山町</p> <p>【大阪府】 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町</p> <p>【福岡県】 福岡市</p>	<p>【北海道】 札幌市</p> <p>【宮城県】 仙台市</p> <p>【埼玉県】 川越市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町</p> <p>【千葉県】 市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市</p> <p>【東京都】 青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市</p> <p>【神奈川県】 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町</p> <p>【静岡県】 静岡市</p> <p>【滋賀県】 大津市</p> <p>【京都府】 宇治市、向日市、長岡京市</p> <p>【大阪府】 河内長野市、泉南市、阪南市、泉南郡田尻町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、明石市、三田市</p> <p>【奈良県】 奈良市、大和郡山市、生駒市</p> <p>【和歌山県】 和歌山市</p> <p>【岡山県】 岡山市</p> <p>【広島県】 広島市、安芸郡府中町</p> <p>【福岡県】 北九州市</p> <p>【長崎県】 長崎市</p>	その他の地域

(別紙3) 生活保護制度級地区分

【1級地-1】

(平成22年4月1日現在)

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
埼玉県 川口市 さいたま市 東武野田線 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	千葉県 小田原市 日野市 東葛飾区 国分寺市 福生市 狛江市 東船橋市 清瀬市 久留米市 多摩市 稲城市 西東京市	神奈川県 横浜市 川崎市 横浜市中区 鎌倉市 藤沢市 逗子市 大磯町 三浦市 葉山町 愛甲府市 名古屋町 東京都 京都市 都	大阪府 大東市 堺市 豊中市 池田市 吹上町 高槻市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大箕	兵庫県 門司市 摂生市 神戸市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 真津市 大坂市 戸崎宮屋丹塚西

【1級地-2】

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
北海道 札幌市 仙台市 宮城野宮 埼玉市 所沢市 戸田川谷町 朝霞市 新座市	千葉県 千葉市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市 東葛飾区 青砥市 神奈川 横須賀市 平塚市 小茅ヶ崎	東京都 相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市 滋賀 大津市 宇治市 向日市 長岡京市	大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 高石市 藤井寺市 四條市 交野市 泉北郡 忠岡市 兵庫 姫路市 明石市	岡山県 岡山市 倉敷市 広島市 呉市 福安府 福北 山敷島山芸中 岡州岡

【2級地-1】

都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名		
北	海	道	三	郷	市	石	川	県	大	阪	府	熊	本	県
函	館	市	ふ	み	市	金	沢	市	泉	佐	市	熊	本	市
小	樽	市	入	間	郡	福	井	市	富	田	市	大	分	市
旭	川	市	三	芳	町	福	井	市	河	内	市	大	分	市
室	蘭	市				山	梨	市	柏	長	市	宮	崎	市
釧	路	市	千	葉	県	山	府	市	羽	原	市	宮	崎	市
帯	広	市	野	田	市	甲	野	市	泉	野	市	宮	崎	市
苦	牧	市	佐	倉	市	長	本	市	大	山	市	宮	崎	市
千	歳	市	柏	原	市	長	野	市	三	本	市	宮	崎	市
恵	庭	市	市	山	市	松	本	市	島	取	市	宮	崎	市
北	島	市	流	千	市	岐	野	市	熊	尻	市	宮	崎	市
			八	孫	市	岐	本	市	田	尻	市	宮	崎	市
			我	ヶ	市	岐	阜	市	泉	尻	市	宮	崎	市
			鎌	街	市	岐	阜	市	熊	尻	市	宮	崎	市
			四		市	岐	阜	市	田	尻	市	宮	崎	市
青	森	県	東	京	都	静	岡	県	奈	良	県	鹿	児	島
青	森	市	羽	村	市	静	岡	市	奈	良	市	鹿	児	島
			あ	る	郡	浜	松	市	生	駒	市	鹿	児	島
			西	多	町	沼	津	市	和	山	市	鹿	児	島
			瑞	摩	市	熱	海	市	和	山	市	鹿	児	島
				穂	市	伊	東	市	鳥	歌	市	鹿	児	島
			神	川	市	愛	知	市	鳥	歌	市	鹿	児	島
			伊	原	市	豊	橋	市	松	取	市	鹿	児	島
			海	名	市	岡	崎	市	島	取	市	鹿	児	島
			南	柄	市	一	宮	市	松	取	市	鹿	児	島
			綾	瀬	市	春	井	市	山	取	市	鹿	児	島
			高	座	郡	刈	日	市	山	取	市	鹿	児	島
			中	川	町	豊	谷	市	下	取	市	鹿	児	島
			寒	磯	町	知	田	市	山	取	市	鹿	児	島
			大	宮	町	尾	立	市	山	取	市	鹿	児	島
			二	上	町	日	旭	市	山	取	市	鹿	児	島
			柄	井	町	三	進	市	山	取	市	鹿	児	島
			大	田	町	津	重	市	山	取	市	鹿	児	島
			松	成	町	四	日	市	山	取	市	鹿	児	島
			開	下	町	滋	賀	市	山	取	市	鹿	児	島
			柄	根	町	草	津	市	山	取	市	鹿	児	島
			箱	鶴	町	京	都	市	山	取	市	鹿	児	島
			真	原	市	城	陽	市	山	取	市	鹿	児	島
			湯	河	市	八	幡	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	京	田	市	山	取	市	鹿	児	島
			新	淵	市	乙	辺	市	山	取	市	鹿	児	島
			新	淵	市	久	訓	市	山	取	市	鹿	児	島
			富	山	市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
			富	岡	市	久	世	市	山	取	市	鹿	児	島
			高		市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	山	市	山	取	市	鹿	児	島
					市	久	御	市	山	取	市	鹿	児	島
					市</									











## 第18回医療経済実態調査（保険者調査）の実施案（概要）について

第18回医療経済実態調査（保険者調査）については、以下のとおり第17回調査と同様に行うこととしてはどうか。

### 1. 調査の対象

平成22年度末における全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の各保険者等を調査対象とする。

### 2. 調査の時期

平成23年6月

### 3. 調査の種類及び調査事項

調査の種類及び調査事項は次のとおりとする。

#### (1) 決算事業状況に関する調査

被保険者数、保険給付等に関する状況、決算収支状況及び財産の状況等について調査する。

#### (2) 土地及び直営保養所・保健会館に関する調査

土地に関する施設の種類の種類、面積、帳簿価格等及び直営保養所・保健会館に関する施設の種類の種類、建物の状況、利用状況等について調査する。

### 4. 調査の方法

(1) 上記3の(1)については、平成22年度末における全保険者等の平成22年度分の事業報告、決算報告及び財務諸表等から調査する。

(2) 上記3の(2)については、組合管掌健康保険及び共済組合の各保険者が調査票を作成し、提出する。

### 5. 提出期限

平成23年8月31日